

### 第3章 3. 荘園と武士 b,国司の地方支配

10世紀に入ると、もはや戸籍・計帳の制度はくずれ、[1 班田收授]も実施不可能となっていたので、租や調・庸をとり立てて、国家財政を維持することはできなくなった。

こうした事態に直面した政府は、[2 国司]に一定額の税の納入を請け負わせ、そのかわりに一国内の統治をゆだねるようの方針を転換した。任国に赴任する国司の最上席者(ふつうは守)は、政府に対する一定額の税の納入を請け負う[3 徴税請負]人の性格を強めて[4 受領]とよばれるようになり、巨利を得ようとする強欲なものが多かったので、988(永延2)年の「[5 尾張国郡司百姓等解文]」によって訴えられた藤原元命のように郡司や有力農民から暴政を訴えられる場合がしばしばあった。

[6 尾張国郡司百姓等解文]

尾張国の郡司と百姓が太政官の裁決を申請すること

当国の守藤原元命がこの三カ年に行った非法な[7 徴税]と不法行為に関する三十一ヶ条(の訴え状について)採決をお願いします。

一、定例の出挙のほかに、三年間に正税四三万一二四八束の利息として一二万九三七四束四把一分を徴収したこと。

一、国守元命が、京から下向する度に有官\*・散位\*の従者やよからぬものたちを引き連れてくること

永延2( [8 988] )年十一月八日 郡司百姓等

\*有官・位に応じて官職を持つ者。 \*散位・官職はないが位階を持っているもの

- ④官職の売買の横行
- [9 成功] …摂関家などの有力者の[10 儀式や造営]に協力、その代償に国司となる
- [11 重任] …成功により任期を継続
- [12 遙任] …任地にいかず税だけを取る。
- [13 目代]を国衙(留守所)に派遣し国務を処理させる

- ⑤国司の徴税方法の変化
- 課税の対象になる[14 口分田などの公田]を[15 名]という[16 徴税単位]に分割する
- 名には請負人の名前をつける([17 負名])
- ↓
- 期限を区切って、有力農民([18 田堵])に耕作を請け負わせ、税([19 官物])や労役([20 臨時雑役])などの負担を課す

◎[21 戸籍]に記載された[22 成人男子]への課税を中心とする律令的支配の原則が崩壊

→[23 受領]が「名」という[24 土地]をもつ農民([25 負名])への課税の原則成立

- ⑥ 地方豪族等は国司と結んで勢力を拡大→大規模な経営を行う[26 大名田堵]も出現。
- 自己の隷属民や雇用した農民を用いた活発な農業生産を行う
- ⑦地方支配の形態の変化
- 国の役所([27 国衙])の役割の増大

→地方豪族や土着国司が行政事務を担当([28 在庁官人])

### c. 荘園の形成

- ①初期荘園([29 墾田地系]荘園)(8~9世紀)→10世紀には衰退
- 743年の[30 墾田永年私財法]をきっかけに成立
- おもな担い手…[31 有力貴族][32 大寺院]が周辺農民などを用いる
- 内容…墾田地系=自ら土地を開墾、既墾地系=開墾された土地を購入
- 基本的には税金を払う=[33 輸租]田・律令制的な国郡制に依存

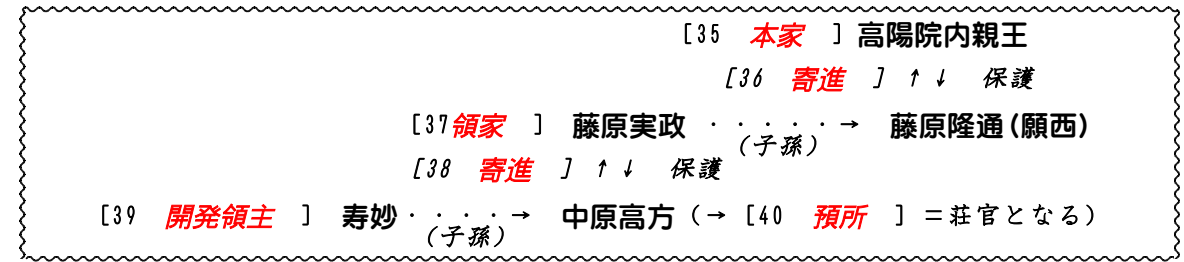
②寄進地系荘園の形成

[34 鹿子木]の事

一、当寺の相承は、開発領主沙弥寿妙嫡々相伝の次第なり。

一、寿妙の末流高方の時、権威を借らむがために、実政卿を以て領家と号し、年貢四百石を以て割き分ち、高方は庄家領掌進退の預所職となる。

一、実政の末流の願西微力の間、国衙の乱妨を防がず、この故に願西、領家の得分二百石を以て、高陽院内親王に寄進す。……これ則ち本家の始めなり。(東寺百合文書、原漢文)



- 11世紀、[41 大名田堵]や地方豪族ら、屋敷地を拠点に開発を進める
- 国衙に申請し土地の[42 開発権]を得、荒田・荒野を開発、私有地とする
- ↓
- 屋敷地や開発地周辺の[43 農民]へ支配を拡大([44 開発領主])
- 耕地だけでなく[45 集落]や[46 山野河海]をも支配へ
- [47 領域型荘園]の形成=中世的荘園の典型)

- ②国衙や他の領主の圧迫
- [48 開発領主]は郷や保などを[49 貴族・寺社]へ寄進、その保護をうける
- ↓
- 所領は貴族・寺社([50 領家])の所領となり、自らは荘官([51 下司・公文・預所]など)として領主権を保持
- 領家が力不足の時は[52 摂関家]や[53 院]など([54 本家])に寄進



※荘園領主(領家・本家)のうち、実質的支配権を持つものを[58 本所]という